

○少年指導委員に関する訓令

(昭和60年1月28日島根県警察訓令第2号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」という。)及び少年指導委員規則(昭和60年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。)に規定する少年指導委員(以下「指導委員」という。)の運用及び活動について必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 警察本部長(以下「本部長」という。)は、指導委員を委嘱するに当たっては、警察署長(以下「署長」という。)から推薦のあった者について、資格要件に該当するか否かの審査を行った上、資格要件を満たしている場合、委嘱書(様式第1号)を交付して委嘱するものとする。

2 署長は、前項の推薦に当たっては、当該管轄区域内に居住する者で、当該区域の実情に精通している者のうちから、法第38条第1項各号に掲げる要件を満たしている者を推薦するものとする。

3 指導委員の活動区域は、警察署管轄区域内の盛り場、繁華街その他法第37条第2項各号に掲げる営業所等が存在し、その有害な環境から少年を守るため、特に必要であると認められる地域とする。

4 署長は、指導委員を委嘱した後、遅滞なく当該指導委員の氏名及び連絡先を市町村発行の公報及び警察署発行の広報紙等に掲載する等、当該指導委員の存在を地域住民に周知させる措置をとるものとする。

5 前各項の規定は、指導委員を再委嘱しようとする場合において準用する。

第3条 削除

(指導委員名簿)

第4条 第2条の規定により指導委員を委嘱したときは、少年指導委員名簿(様式第2号)を作成し、保管するものとする。

(活動内容)

第5条 指導委員は、2人以上が1組で活動するほか、警察職員と連携を密にし、特異事案、緊急を要する事案等については署長に速報するものとする。

2 指導委員は、対象少年を発見、指導又は助言をした場合は、少年指導票(様式第3号)により、速やかに署長に通報するものとする。

3 指導委員は、少年又は少年の保護者からの相談に応じ、必要な助言その他援助を行った場合は、少年相談受理票(様式第4号)により、速やかに署長に通報するものとする。

4 指導委員は、法第38条第2項各号に掲げる活動を行うに当たっては、その身分を示す少年指導委員証(様式第5号)を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(立入り)

第6条 署長は、法第38条の2第1項の規定により指導委員を風俗営業所等に立ち入らせるときは、規則第9条第1項各号に掲げる事項を示した立入指示書(様式第6号)を当

該指導委員に交付するものとする。

2 指導委員は、立入指示書により立入りをしたときは、速やかに立入結果報告書（様式第7号）を作成し、署長に提出するものとする。

（活動上の一般的留意事項）

第7条 指導委員は、その活動に当たっては、規則第5条の規定によるほか、次の事項に留意するものとする。

- (1) 少年に対する深い愛情を持ち、少年の人格を尊重して少年に接すること。
- (2) 少年の善導を図るために、職務の遂行に必要な知識及び技術の修得に努めるとともに、自分自身の識見を高め、関係者から尊敬と信頼が得られるよう努めること。
- (3) 在職中はもとよりその職を解かれた後においても、指導委員として知り得た秘密の保持に努め、少年及びその他の関係者が、秘密が漏れるというような不安を抱くことのないようにすること。
- (4) 平素から警察職員及び風俗環境浄化協会等と連絡を密にし、少年を取り巻く有害環境の実態把握に努め、実効のある活動を行うよう配慮すること。
- (5) 職務上の心構え等を遵守するほか、本部長から活動方法等についての指導があったときは、これを守ること。
- (6) 端正な服装を保持し、威圧的な言動や態度を避け、関係者の年齢、性別、立場等に応じた親しみのある言葉を用いること。

（研修）

第8条 生活安全部長は、指導委員に対し、職務遂行上必要な知識、技術を修得させるため、定期研修を行うものとする。

2 生活安全部長は、新たに指導委員を委嘱したときは、委嘱後速やかに委嘱時研修を行うものとする。

（表彰）

第9条 本部長は、特に業績のあった指導委員を表彰するものとする。

（指導委員連絡会の設置）

第10条 指導委員の知識、技能の向上を図るとともに、指導委員制度の効果的実施について連絡協議するため、島根県少年指導委員連絡協議会（以下「連絡会」という。）を設置する。

（連絡会の開催）

第11条 連絡会は、定期連絡会及び随時連絡会とする。

2 定期連絡会は時期を定めておおむね年1回開催し、随時連絡会は、生活安全部長が必要と認めた場合に随時開催するものとする。

3 連絡会の庶務は、生活安全部少年女性対策課において行う。

（連絡会の役員）

第12条 連絡会に、会長、副会長その他必要な役員を置くことができる。

（解嘱）

第13条 署長は、指導委員から解嘱の具申があったとき、又は指導委員が法第38条第6項に規定する解嘱事由に該当するに至ったと認めるときは、本部長に対し、速やかに解嘱事由に該当する事実を明らかにして当該指導委員の解嘱を具申するものとする。

- 2 生活安全部長は、署長の具申を受けたときは、速やかに解嘱事由に該当する事実の有無を調査するものとする。
- 3 生活安全部長は、指導委員が解嘱事由に該当すると認め解嘱しようとするときは、当該指導委員に対してその弁明の機会を与えるため、解嘱の理由並びに弁明を聴くための期日及び場所を、弁明通知書（様式第8号）により、期日の2週間前までに当該指導委員に通知しなければならない。ただし、当該指導委員の所在が不明であるため通知をすることができないときは、この限りでない。
- 4 生活安全部長は、公安委員会が当該指導委員を解嘱する決定をした場合は、解嘱書（様式第9号）を交付するものとする。

附 則

この訓令は、昭和60年2月13日から施行する。

附 則（平成18年6月29日島根県警察訓令第23号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成22年3月29日島根県警察訓令第10号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日島根県警察訓令第14号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月20日島根県警察訓令第21号）

この訓令は、制定の日から施行する。ただし、様式第3号及び様式第7号の改正規定は、平成28年6月23日から施行する。

様式 〔略〕